

瀬戸市告示第107号



瀬戸市議会6月定例会を次のとおり招集する。

令和2年6月1日

瀬戸市長 伊藤保徳

- 1 日 時 令和2年6月10日 午前10時
- 2 場 所 瀬戸市議会議事堂

議 案 一 覧 表

第 4 6 号議案	行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	1
第 4 7 号議案	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について	3
第 4 8 号議案	特別職の職員の給料の特例に関する条例の制定について	4
第 4 9 号議案	瀬戸市市税条例の一部改正について	5
第 5 0 号議案	瀬戸市手数料徴収条例の一部改正について	3 3
第 5 1 号議案	瀬戸市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	3 5
第 5 2 号議案	C D - I 型消防ポンプ自動車（深川分団車）の買入れについて	4 1
第 5 3 号議案	C D - II 型消防ポンプ自動車（ポンプ 1 0 号車）の買入れについて	4 2
第 5 4 号議案	災害対応特殊救急自動車（救急 1 号車）及び高度救命処置用資機材の買入れについて	4 3
第 5 5 号議案	瀬戸市介護保険条例の一部改正について	4 4
第 5 6 号議案	瀬戸市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	4 6
第 5 7 号議案	瀬戸市企業立地促進条例の一部改正について	4 8
第 5 8 号議案	瀬戸市農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意について	5 5

第 5 9 号議案	市道路線の認定について	5 6
第 6 0 号議案	令和 2 年度瀬戸市一般会計補正予算（第 5 号）	別冊
第 6 1 号議案	令和 2 年度瀬戸市介護保険事業特別会計補正 予算（第 1 号）	別冊
同意第 2 号	瀬戸市農業委員会委員の任命について	別途
同意第 3 号	瀬戸市農業委員会委員の任命について	別途
同意第 4 号	瀬戸市農業委員会委員の任命について	別途
同意第 5 号	瀬戸市農業委員会委員の任命について	別途
同意第 6 号	瀬戸市農業委員会委員の任命について	別途
同意第 7 号	瀬戸市農業委員会委員の任命について	別途
同意第 8 号	瀬戸市農業委員会委員の任命について	別途
同意第 9 号	瀬戸市農業委員会委員の任命について	別途
同意第 1 0 号	瀬戸市農業委員会委員の任命について	別途
同意第 1 1 号	瀬戸市農業委員会委員の任命について	別途
同意第 1 2 号	瀬戸市農業委員会委員の任命について	別途
同意第 1 3 号	瀬戸市農業委員会委員の任命について	別途
諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦について	別途
諮問第 2 号	人権擁護委員の推薦について	別途
報告第 5 号	令和元年度瀬戸市一般会計予算継続費の繰越 しについて	別紙
報告第 6 号	令和元年度瀬戸市一般会計予算繰越明許費の 繰越しについて	別紙
報告第 7 号	令和元年度瀬戸市一般会計予算事故繰越しに ついて	別紙

2年市長提出第46号議案

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定めるものとする。

令和2年6月10日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(瀬戸市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正)

第1条 瀬戸市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成18年瀬戸市条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(目的) 第1条 この条例は、 <u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律</u> (平成14年法律第151号)の趣旨にのっとり、市の機関に係る申請、届出その他の手続等について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、市民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、 <u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律</u> (平成14年法律第151号)の趣旨にのっとり、市の機関に係る申請、届出その他の手続等について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、市民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。

(瀬戸市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第2条 瀬戸市固定資産評価審査委員会条例（昭和60年瀬戸市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(書面審理)</p> <p>第8条 <省略></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律</u>（平成14年法律第151号）<u>第6条第1項</u>の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。</p> <p>3から5まで <省略></p>	<p>(書面審理)</p> <p>第8条 <省略></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律</u>（平成14年法律第151号）<u>第3条第1項</u>の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。</p> <p>3から5まで <省略></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理 由)

この案を提出するのは、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）の一部改正に伴い、瀬戸市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例及び瀬戸市固定資産評価審査委員会条例中所要の事項を整理するため必要があるからである。

2年市長提出第47号議案

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について
公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和2年6月10日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年瀬戸市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(職員の派遣) 第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取 決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員と して専ら従事させるため、職員（次項に定める 職員を除く。）を派遣することができる。 (1) <u>一般財団法人瀬戸市開発公社</u> (2)から(11)まで <省略> 2 <省略>	(職員の派遣) 第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取 決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員と して専ら従事させるため、職員（次項に定める 職員を除く。）を派遣することができる。 (1) <u>公益財団法人瀬戸市開発公社</u> (2)から(11)まで <省略> 2 <省略>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理 由)

この案を提出するのは、公益財団法人瀬戸市開発公社の名称が変更されたことを受け、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例中所需の事項を改正するため必要があるからである。

2年市長提出第48号議案

特別職の職員の給料の特例に関する条例の制定について

特別職の職員の給料の特例に関する条例を次のように定めるものとする。

令和2年6月10日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

特別職の職員の給料の特例に関する条例

令和2年7月1日から令和3年3月31日までの9月間において、市長の給料については特別職の職員の給与に関する条例（昭和36年瀬戸市条例第3号。以下「条例」という。）別表に掲げる額から当該額に100分の20を乗じて得た額を、副市長及び教育長の給料については同別表に掲げる額から当該額に100分の10を乗じて得た額を減じて支給する。この場合において、条例第4条及び第4条の2の規定の適用については、条例別表に掲げる額によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（理 由）

この案を提出するのは、新型コロナウイルス感染症拡大による市民生活への影響を踏まえ、今後も、財政出動を視野に入れた本市独自の対策が必要になることを考慮し、市長、副市長及び教育長の給料月額等を一定期間減額するに当たり、条例を制定するため必要があるからである。

2年市長提出第49号議案

瀬戸市市税条例の一部改正について

瀬戸市市税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和2年6月10日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市市税条例の一部を改正する条例

第1条 瀬戸市市税条例（昭和40年瀬戸市条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(固定資産に係る不申告に関する過料) 第75条 固定資産の所有者（法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。）が第74条、第74条の2、第74条の3、第74条の4若しくは法第383条の規定により、又は現所有者が前条の規定により申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしなかった場合には、その者は、10万円以下の過料に処する。	(固定資産に係る不申告に関する過料) 第75条 固定資産の所有者（法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。）が第74条、第74条の2、第74条の3、第74条の4若しくは及び法第383条の規定により、又は現所有者が前条の規定により申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしなかった場合には、その者は、10万円以下の過料に処する。
2及び3 <省略> 附 則 (読替規定)	2及び3 <省略> 附 則 (読替規定)
第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、 <u>第61条又は第62条</u> の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、 <u>第61条若し</u>	第10条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで」とする。

<p>くは第6 2条」とする。</p> <p>(法附則第1 5条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第1 0条の2 <省略></p> <p>2から1 5まで <省略></p> <p>1 6 法附則第1 5条第4 1項に規定する市の条例で定める割合は零(生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画(生産性向上特別措置法(平成3 0年法律第2 5号)第3 8条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう。第1 8項において同じ。))に定める業種に属する事業の用に供する法附則第1 5条第4 1項に規定する機械装置等にあつては、零)とする。</p> <p>1 7 <省略></p> <p>1 8 法附則第6 2条に規定する市の条例で定め</p>	<p>(法附則第1 5条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第1 0条の2 <省略></p> <p>2から1 5まで <省略></p> <p>1 6 法附則第1 5条第4 1項に規定する市の条例で定める割合は零(生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画(生産性向上特別措置法(平成3 0年法律第2 5号)第3 8条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう。))に定める業種に属する事業の用に供する法附則第1 5条第4 1項に規定する機械装置等にあつては、零)とする。</p> <p>1 7 <省略></p>
<p><u>る割合は零(生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画に定める業種に属する事業の用に供する同条に規定する家屋及び構築物にあつては、零)とする。</u></p> <p>(軽自動車税の環境性能割の非課税)</p> <p>第1 5条の2 法第4 5 1条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年1 0月1日から令和3年3月3 1日までの間(附則第1 5条の6第3項において「特定期間」という。))に行われたときに限り、第8 0条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p> <p>(法人税割の税率の特例)</p> <p>第2 3条の2 <省略></p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予</u></p>	<p>(軽自動車税の環境性能割の非課税)</p> <p>第1 5条の2 法第4 5 1条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年1 0月1日から令和2年9月3 0日までの間(附則第1 5条の6第3項において「特定期間」という。))に行われたときに限り、第8 0条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p> <p>(法人税割の税率の特例)</p> <p>第2 3条の2 <省略></p>

の特例に係る手続等)	
第23条の3 第9条第7項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。	
2 第10条の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の3第1項第4号に規定する条例で定める債権について準用する。	
第25条の5 法附則第15条第1項、第18項、第19項、第24項、第38項、第39項若しくは第44項、 <u>第15条の3又は第61条</u> の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第141条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は法附則第15条、 <u>第15条の3若しくは第61条</u> 」とする。	第25条の5 法附則第15条第1項、第18項、第19項、第24項、第38項、第39項若しくは第44項 <u>又は第15条の3</u> の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第141条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は法附則第15条若しくは第15条の3」 <u>とする。</u>

第2条 瀬戸市市税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(個人の市民税の非課税の範囲)	(個人の市民税の非課税の範囲)
第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税（第2号に該当する者にあつては、第53条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。	第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税（第2号に該当する者にあつては、第53条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。
(1) <省略>	(1) <省略>
(2) 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）	(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）
2 <省略>	2 <省略>
(所得控除)	(所得控除)

第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。))若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金

第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第12項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第7項及び第12項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。))若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金

額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2から10まで <省略>

（たばこ税の課税標準）

第94条 <省略>

2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする

。

<省略>

3 <省略>

4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこ（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）の重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し

額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2から10まで <省略>

（たばこ税の課税標準）

第94条 <省略>

2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。

<省略>

3 <省略>

4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方

、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

5から10まで <省略>

附 則

(延滞金の割合等の特例)

第3条の2 当分の間、第19条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項（第140条の7において準用する場合を含む。）及び第140条第2項（第140条の7において準用する場合を含む。）に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

2 当分の間、第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とする。

法により行うものとする。

5から10まで <省略>

附 則

(延滞金の割合等の特例)

第3条の2 当分の間、第19条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項（第140条の7において準用する場合を含む。）及び第140条第2項（第140条の7において準用する場合を含む。）に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

2 当分の間、第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第4条 当分の間、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する加算した割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第52条の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内）は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第4条 当分の間、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第52条の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内）は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には

<p>、年12.775パーセントの割合)とする。</p> <p>2 <省略> (読替規定)</p> <p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第63条又は第64条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第63条若しくは第64条</u>」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 <省略> 2から17まで <省略></p> <p>18 法附則<u>第64条</u>に規定する市の条例で定める割合は零(生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画に定める業種に属する事業の用に供する同条に規定する家屋及び構築物にあつては、零)とする。</p> <p>(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第17条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額(同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、<u>第35条の3第1項</u>又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金</p>	<p>、年12.775パーセントの割合)とする。</p> <p>2 <省略> (読替規定)</p> <p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条又は第62条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条若しくは第62条</u>」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 <省略> 2から17まで <省略></p> <p>18 法附則<u>第62条</u>に規定する市の条例で定める割合は零(生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画に定める業種に属する事業の用に供する同条に規定する家屋及び構築物にあつては、零)とする。</p> <p>(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第17条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額(同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を</p>
---	--

額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2及び3 <省略>

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 <省略>

2 <省略>

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)

第23条の3 <省略>

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第23条の4 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、

控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2及び3 <省略>

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 <省略>

2 <省略>

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)

第23条の3 <省略>

「令和16年度」とする。	
第25条の5 法附則第15条第1項、第18項、第19項、第24項、第38項、第39項若しくは第44項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第141条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は法附則第15条、第15条の3若しくは第63条」とする。	第25条の5 法附則第15条第1項、第18項、第19項、第24項、第38項、第39項若しくは第44項、第15条の3又は第61条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第141条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は法附則第15条、第15条の3若しくは第61条」とする。

第3条 瀬戸市市税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5（第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第47条の4第1項（第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第48条第1項（<u>法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。</u>）、第53条の7、第67条、第81条の6第1項、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条、第139条第1項又は第145条に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第</p>	<p>(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5（第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第47条の4第1項（第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第48条第1項（<u>法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。</u>）、第53条の7、第67条、第81条の6第1項、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条、第139条第1項又は第145条に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第</p>

1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(1)から(3)まで <省略>

(4) 法第601条第3項若しくは第4項(これらの規定を法第602条第2項及び第603条の2の2第2項において準用する場合を含む。)、第603条第3項又は第603条の2第5項の規定により徴収を猶予した税額当該猶予した期間又は当該猶予した期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間

(5) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項又は第31項の規定による申告書に限る。)に係る税額(次号に掲げるものを除く。)当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日

(6) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第34項及び第35項の申告書を除く。)でその提出期限後に提出したものに係る税額当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日

(年当たりの割合の基礎となる日数)

第20条 前条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、第52条第1項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項及び第140条第2項の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、潤年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(市民税の納税義務者等)

じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(1)から(3)まで <省略>

(4) 法第601条第3項若しくは第4項(これらの規定を法第602条第2項及び第603条の2の2第2項において準用する場合を含む。)、第603条第3項又は第603条の2第5項の規定によって徴収を猶予した税額当該猶予した期間又は当該猶予した期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間

(5) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)に係る税額(次号に掲げるものを除く。)当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日

(6) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)でその提出期限後に提出したものに係る税額当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日

(年当たりの割合の基礎となる日数)

第20条 前条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、第52条第1項及び第4項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項並びに第140条第2項の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、潤年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(市民税の納税義務者等)

第23条 <省略>

2 <省略>

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業（以下この項及び第31条第2項の表第1号において「収益事業」という。）を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。同号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節（第48条第9項から第16項までを除く。）の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。

（均等割の税率）

第31条 <省略>

2 第23条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

法人の区分	税率
(1) 次に掲げる法人 アからエまで <省略> オ 資本金等の額（法第292条第1項第4号の2に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第4項において同じ。）を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び第4項において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であ	年額 50,000円

第23条 <省略>

2 <省略>

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第31条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節（第48条第10項から第12項までを除く。）の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。

（均等割の税率）

第31条 <省略>

2 第23条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

法人の区分	税率
(1) 次に掲げる法人 アからエまで <省略> オ 資本金等の額（法第292条第1項第4号の5に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第4項において同じ。）を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び第4項において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であ	年額 50,000円

るもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。）の数の合計数（次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの

<省略>

3 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、法第312条第3項第1号の法人税額の課税標準の算定期間若しくは同項第2号の期間又は同項第3号の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。

4 <省略>

（法人の市民税の申告納付）

第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書（第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。）を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があ

るもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。）の数の合計数（次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの

<省略>

3 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、法第312条第3項第1号の法人税額の課税標準の算定期間、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。

4 <省略>

（法人の市民税の申告納付）

第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書（第10項、第11項及び第13項において「納税申告書」という。）を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定

ったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第36項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第3項及び第9項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第37項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第38項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

5 法第321条の8第34項に規定する申告書（同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当

により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第26項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

5 法第321条の8第22項に規定する申告書（同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたと

該提出期限) までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

6 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後に同条第34項に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(法第321条の8第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

7 第5項の場合において、法第321条の8第34項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項又は第31項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税

きは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

6 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後に同条第22項に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

7 第5項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相

額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) <省略>

(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条の8第35項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間

8 <省略>

当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) <省略>

(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間

8 <省略>

9 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7に規定する連結完全支配関係をいう。第50条第3項及び第52条第4項において同じ。)がある連結子法人(同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第50条第3項及び第52条第4項において同じ。)(連結申告

法人（同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第52条第4項において同じ。）に限る。）については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額（法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第52条第4項において同じ。）の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第52条第4項において同じ。）に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。

9 法第321条の8第52項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第52項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第11項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第11項において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

10 <省略>

11 第9項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第12項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第12項において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

11 <省略>

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

<p>1 2 <u>第9項</u>の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の5第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した<u>第9項</u>の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う<u>同項</u>の申告についても、同様とする。</p>	<p>1 3 <u>第10項</u>の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した<u>第10項</u>の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う<u>第10項</u>の申告についても、同様とする。</p>
<p>1 3 <省略></p>	<p>1 4 <省略></p>
<p>1 4 <u>第12項</u>の規定の適用を受けている内国法人は、<u>第9項</u>の申告につき<u>第12項</u>の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。</p>	<p>1 5 <u>第13項</u>の規定の適用を受けている内国法人は、<u>第10項</u>の申告につき<u>第13項</u>の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。</p>
<p>1 5 <u>第12項前段</u>の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第61項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の<u>第12項前段</u>の期間内に行う<u>第9項</u>の申告については、<u>第12項前段</u>の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p>	<p>1 6 <u>第13項前段</u>の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の<u>第13項前段</u>の期間内に行う<u>第10項</u>の申告については、<u>第13項前段</u>の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p>
<p>1 6 <u>第12項後段</u>の規定の適用を受けている内</p>	<p>1 7 <u>第13項後段</u>の規定の適用を受けている内</p>

国法人につき、第14項の届出書の提出又は法人税法第75条の5第3項若しくは第6項の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第12項後段の期間内に行う第9項の申告については、第12項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

第50条 <省略>

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限（同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係

国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

第50条 <省略>

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法

る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)があつたとき(当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があつた後に、当該増額更正があつたときに限る。)は、当該増額更正により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

人税に係る更正若しくは決定がされたこと(同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。)若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。)による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)があつたとき(当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があつた後に、当該増額更正があつたときに限る。)は、当該増額更正により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する

(1)及び(2) <省略>

(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

第52条 <省略>

2及び3 <省略>

。

(1)及び(2) <省略>

(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

第52条 <省略>

2及び3 <省略>

4 法人税法第81条の2第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の2第1項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの連結所得（同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。）に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

5 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の1第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税

額の納付があった日（その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第52条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

6 第50条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

(たばこ税の課税標準)

第94条 <省略>

2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。

<省略>

3から10まで <省略>

附 則

(たばこ税の課税標準)

第94条 <省略>

2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

<省略>

3から10まで <省略>

附 則

<p>(延滞金の割合等の特例)</p> <p>第3条の2 <省略></p> <p>2 当分の間、第52条第1項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とする。</p>	<p>(延滞金の割合等の特例)</p> <p>第3条の2 <省略></p> <p>2 当分の間、第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とする。</p>
--	---

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条中瀬戸市市税条例第94条第2項にただし書を加える改正規定及び同条第4項の改正規定並びに附則第5条の改正規定 令和2年10月1日
- (2) 第2条中瀬戸市市税条例第24条第1項第2号、第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の改正規定、同条例附則第3条の2、第4条第1項、第10条、第10条の2第18項、第17条第1項及び第17条の2第3項の改正規定、同条例附則第23条の4を加える改正規定、同条例附則第25条の5の改正規定、次条並びに附則第3条の規定 令和3年1月1日
- (3) 第3条中瀬戸市市税条例第94条第2項ただし書の改正規定及び附則第6条の規定 令和3年10月1日
- (4) 第3条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第4条の規定 令和4年4月1日

(延滞金に関する経過措置)

第2条 第2条の規定による改正後の瀬戸市市税条例（以下「新条例」という。）附則第3条の2の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 新条例第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）、第34条の2及び第36条の2第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和3年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第292条第1項第11号に規定する寡婦（旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。）又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第23条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。））」とする。

第4条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の瀬戸市市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「4号施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和40年法律第34号。以下この条において「4年旧法人税法」という。）第2条第12号の7に規定する連結子法人（次項において「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（4年旧法人税法

第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。)が4号施行日前に開始した事業年度を除く。)分の法人の市民税について適用する。

2 4号施行日前に開始した事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した事業年度を含む。)分の法人の市民税及び4号施行日前に開始した連結事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。)(連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した連結事業年度を含む。)分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第5条 附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

第6条 附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

(理由)

この案を提出するのは、地方税法(昭和25年法律第226号)の一部改正等に伴い、瀬戸市市税条例中所需の事項を改正するため必要があるからである。

瀬戸市市税条例の一部を改正する条例案要綱

この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）の一部が改正されたこと等に伴い、瀬戸市市税条例中、おおむね次の事項を改正しようとするものである。

第1 令和2年度税制改正によるもの

1 市民税に関する事項について

- (1) 個人の市民税の非課税の範囲について、ひとり親（前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）を対象に追加するもの。
（第2条中第24条、第34条の2関係）
- (2) 延滞金の割合等の特例について、租税特別措置法の延滞金等の特例規定の改正に伴う規定を整備するもの。（第2条中附則第3条の2、第4条関係）
- (3) 長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例について、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例を創設するもの。（第2条中附則第17条、第17条の2関係）
- (4) 法人市民税の均等割税率について、法人税法における連結納税の廃止に伴う規定を整備するもの。（第3条中第31条、第48条、第50条、第52条関係）

2 たばこ税に関する事項について

たばこ税の課税標準について、軽量な葉巻たばこに係る紙巻たばこの本数への換算方法について、令和2年10月1日から2段階で見直しをするもの。（第2条及び第3条中第94条関係）

第2 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う対応によるもの

1 固定資産税に関する事項について

- (1) 生産性革命の実現に向けた償却資産に係る特例措置について、現

行の対象資産に一定の事業用家屋及び構築物を追加するもの。（第1条中附則第10条の2関係）

(2) 固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例規定について、一定の要件を満たす中小事業者等を対象とし、令和3年度課税分を軽減する規定を追加するもの。（第1条中附則第10条、第25条の5関係）

2 軽自動車税に関する事項について

環境性能割の軽減税率適用の特例措置について、対象とする軽自動車の取得期間を6月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とするもの。（第1条中附則第15条の2関係）

3 徴収猶予に関する事項について

徴収猶予の特例に係る手続等について、徴収猶予の手続について条例で規定している事項を準用する規定を追加するもの。（第1条中附則第23条の3関係）

4 市民税に関する事項について

住宅借入金等特別税額控除の特例について、所得割の納税義務者が新型コロナウイルス感染症特例法の規定の適用を受けた場合には、特例期間を「令和15年度まで」とあるのを「令和16年度まで」とする規定を追加するもの。（第2条中附則第23条の4関係）

第3 その他

その他所要の事項を改正し、施行期日等を次のとおりとするもの。

(1) 施行期日

改正条項に応じて、公布の日、令和2年10月1日、令和3年1月1日、令和3年10月1日及び令和4年4月1日とするもの。

(2) 経過措置

所要の経過措置を設けるもの。

2年市長提出第50号議案

瀬戸市手数料徴収条例の一部改正について

瀬戸市手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和2年6月10日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市手数料徴収条例の一部を改正する条例

瀬戸市手数料徴収条例（平成12年瀬戸市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
種類		金額	種類		金額
<省略>			<省略>		
交付	住民票の写しの交付手数料	<省略>	交付	住民票の写しの交付手数料	<省略>
	<省略>	<省略>		<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第7条第1項に規定する通知カードの再交付手数料</u>	<u>1件につき 500円</u>
<省略>			<省略>		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理 由)

この案を提出するのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正に伴い、瀬戸市手数料徴収条例中所需の事項を改正するため必要があるからである。

2年市長提出第51号議案

瀬戸市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

瀬戸市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和2年6月10日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

瀬戸市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年瀬戸市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(補償基礎額) 第5条 <省略> 2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。 (1) 団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日（以下「 <u>事故発生日</u> 」という。）において当該団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表に定める額とする。 (2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従	(補償基礎額) 第5条 <省略> 2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。 (1) 団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日において当該団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表に定める額とする。 (2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従

事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、8,900円とする。ただし、その額がその者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、1万4,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。

3 次の各号のいずれかに該当する者で、団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者（以下「団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある団員等については、前項の規定による金額に、第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき333円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

(1)から(6)まで <省略>

4 <省略>

附 則

(障害補償年金前払一時金)

第3条の4 <省略>

2から4まで <省略>

5 障害補償年金前払一時金が支給される場合に

事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、8,800円とする。ただし、その額がその者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、1万4,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。

3 次の各号のいずれかに該当する者で、団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者（以下「団員等」という。）の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発症が確定した日若しくは診断により疾病の発症が確定した日において、他に生計のみちがなく主として団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある団員等については、前項の規定による金額に、第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき333円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

(1)から(6)まで <省略>

4 <省略>

附 則

(障害補償年金前払一時金)

第3条の4 <省略>

2から4まで <省略>

5 障害補償年金前払一時金が支給される場合に

は、当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金は、当該障害補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月（第1項の申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月）から、次に掲げる額の合計額が当該障害補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。

(1) <省略>

(2) 当該障害補償年金前払一時金が生じた月の翌月の最初の障害補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき障害補償年金の額を、事故発生日における法定利率に当該支給期月以後の経過年数（当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額

6 前項の規定による障害補償年金の支給の停止が終了する月に係る障害補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して1年以内の場合にあっては当該障害補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該障害補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額を、当該支給期月から起算して1年を超える場合にあっては当該障害補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に事故発生日における法定利率に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該障害補償年金の額から差し引いた額とする。

(遺族補償年金前払一時金)

は、当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金は、当該障害補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月（第1項の申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月）から、次に掲げる額の合計額が当該障害補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。

(1) <省略>

(2) 当該障害補償年金前払一時金が生じた月の翌月の最初の障害補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき障害補償年金の額を、100分の5に当該支給期月以後の経過年数（当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額

6 前項の規定による障害補償年金の支給の停止が終了する月に係る障害補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して1年以内の場合にあっては当該障害補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該障害補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額を、当該支給期月から起算して1年を超える場合にあっては当該障害補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に100分の5に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該障害補償年金の額から差し引いた額とする。

(遺族補償年金前払一時金)

第4条 <省略>

2から6まで <省略>

7 遺族補償年金前払一時金が支給される場合には、当該遺族補償年金前払一時金の支給の原因たる団員等の死亡に係る遺族補償年金は、当該遺族補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月（次条第2項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であって当該遺族補償年金を受ける権利を有することとなったもの（以下この項において「特例遺族補償年金受給権者」という。）が第1項の申出を行った場合にあつては、その者が当該遺族補償年金に係る団員等の死亡の時期に応じ次条第2項の表の右欄に掲げる年齢（以下この項において「支給停止解除年齢」という。）に達する月）の翌月（第1項の申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月）から、次に掲げる額の合計額が当該遺族補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。

(1) <省略>

(2) 当該遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の遺族補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき遺族補償年金の額を、事故発生日における法定利率に当該支給期月以後の経過年数（当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額

8 前項の規定による遺族補償年金の支給の停止が終了する月に係る遺族補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して1年以内の場合にあつては当該遺族補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該遺族補償年金の額の全額

第4条 <省略>

2から6まで <省略>

7 遺族補償年金前払一時金が支給される場合には、当該遺族補償年金前払一時金の支給の原因たる団員等の死亡に係る遺族補償年金は、当該遺族補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月（次条第2項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であつて当該遺族補償年金を受ける権利を有することとなったもの（以下この項において「特例遺族補償年金受給権者」という。）が第1項の申出を行った場合にあつては、その者が当該遺族補償年金に係る団員等の死亡の時期に応じ次条第2項の表の右欄に掲げる年齢（以下この項において「支給停止解除年齢」という。）に達する月）の翌月（第1項の申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月）から、次に掲げる額の合計額が当該遺族補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。

(1) <省略>

(2) 当該遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の遺族補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき遺族補償年金の額を、100分の5に当該支給期月以後の経過年数（当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額

8 前項の規定による遺族補償年金の支給の停止が終了する月に係る遺族補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して1年以内の場合にあつては当該遺族補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該遺族補償年金の額の全額

につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額を、当該支給期月から起算して1年を超える場合にあっては当該遺族補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に事故発生日における法定利率に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該遺族補償年金の額から差し引いた額とする。

9 <省略>

別表 補償基礎額表（第5条関係）

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副団長	円 12,440	円 13,320	円 14,200
分団長及び副分団長	10,670	11,550	12,440
部長、班長及び団員	8,900	9,790	10,670

備考

- 1 事故発生日に、当該事故又は疾病が発生したことにより特に上位の階級に任命された団員の階級は、当該事故又は疾病が発生した日の前日において、その者が属していた階級による。

につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額を、当該支給期月から起算して1年を超える場合にあっては当該遺族補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に100分の5に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該遺族補償年金の額から差し引いた額とする。

9 <省略>

別表 補償基礎額表（第5条関係）

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副団長	円 12,400	円 13,300	円 14,200
分団長及び副分団長	10,600	11,500	12,400
部長、班長及び団員	8,800	9,700	10,600

備考

- 1 死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日に、当該事故又は疾病が発生したことにより特に上位の階級に任命された団員の階級は、当該事故又は疾病が発生した日の前日において、その者が属していた階級による。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の瀬戸市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第5条第2項、別表及び次項の規定は、令和2年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 新条例第5条第2項及び別表の規定は、この条例の適用の日以後に支給すべき事由の生じた瀬戸市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する公務災害補償（以下「公務災害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた公務災害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

(理 由)

この案を提出するのは、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）の一部改正に伴い、瀬戸市消防団員等公務災害補償条例中所需の事項を改正するため必要があるからである。

2年市長提出第52号議案

CD-I型消防ポンプ自動車（深川分団車）の買入れについて

本市は、次の内容によりCD-I型消防ポンプ自動車（深川分団車）を
買入れるものとする。

令和2年6月10日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

- | | | |
|---|------------|--|
| 1 | 買入物件 | CD-I型消防ポンプ自動車（深川分団車） |
| 2 | 形状及び
装置 | CD-I型
A-2級インデューサー付1段ボリュートポンプ装置 |
| 3 | 契約方法 | 指名競争入札 |
| 4 | 買入価額 | 22,550,000円 |
| 5 | 買入先 | 名古屋市東区矢田南一丁目2番8号
株式会社モリタ名古屋支店
支店長 岩村純一 |

（理由）

この案を提出するのは、CD-I型消防ポンプ自動車（深川分団車）の
買入れに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関
する条例（昭和52年瀬戸市条例第1号）第3条の規定により、議会の議
決を求めるため必要があるからである。

2年市長提出第53号議案

CD-II型消防ポンプ自動車（ポンプ10号車）の買入れについて
本市は、次の内容によりCD-II型消防ポンプ自動車（ポンプ10号車）
を買い入れるものとする。

令和2年6月10日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

- | | | |
|---|------------|--|
| 1 | 買入物件 | CD-II型消防ポンプ自動車（ポンプ10号車） |
| 2 | 形状及び
装置 | CD-II型
A-2級1段ポリユートポンプ装置 |
| 3 | 契約方法 | 指名競争入札 |
| 4 | 買入価額 | 79,860,000円 |
| 5 | 買入先 | 名古屋市東区矢田南一丁目2番8号
株式会社モリタ名古屋支店
支店長 岩村純一 |

（理由）

この案を提出するのは、CD-II型消防ポンプ自動車（ポンプ10号車）
の買入れに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分
に関する条例（昭和52年瀬戸市条例第1号）第3条の規定により、議会の
議決を求めるため必要があるからである。

2年市長提出第54号議案

災害対応特殊救急自動車（救急1号車）及び高度救命処置用資機材
の買入れについて

本市は、次の内容により災害対応特殊救急自動車（救急1号車）及び高度救命処置用資機材を買い入れるものとする。

令和2年6月10日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

- 1 買入物件 災害対応特殊救急自動車（救急1号車）及び高度救命処置用資機材
- 2 形状及び装置 高規格救急車（リアハッチバック跳ね上げ式）
高度救命処置用資機材
- 3 契約方法 指名競争入札
- 4 買入価額 30,580,000円
- 5 買入先 名古屋市熱田区桜田町20番34号
愛知日産自動車株式会社
代表取締役 高橋博文

（理由）

この案を提出するのは、災害対応特殊救急自動車（救急1号車）及び高度救命処置用資機材の買入れに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和52年瀬戸市条例第1号）第3条の規定により、議会の議決を求めるため必要があるからである。

2年市長提出第55号議案

瀬戸市介護保険条例の一部改正について

瀬戸市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和2年6月10日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市介護保険条例の一部を改正する条例

瀬戸市介護保険条例（平成12年瀬戸市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(保険料率) 第3条 平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1)から(13)まで <省略> 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、 <u>年額16,881円</u> とする。 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「 <u>16,881円</u> 」とあるのは、「 <u>24,984円</u> 」と読み替える	(保険料率) 第3条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1)から(13)まで <省略> 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る <u>令和元年度及び令和2年度</u> における保険料率は、同号の規定にかかわらず、 <u>年額21,946円</u> とする。 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る <u>令和元年度及び令和2年度</u> における保険料率について準用する。この場合において、前項中「 <u>21,946円</u> 」とあるのは、「 <u>33,425円</u> 」

<p>ものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>16,881円</u>」とあるのは、「<u>47,267円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>5 <省略> (延滞金)</p> <p>第9条 <省略></p> <p>2 <u>市長は、納付義務者が納期限までに保険料を納付しなかったことについて、やむを得ない理由があると認める場合は、前項の延滞金額を減免することができる。</u></p>	<p>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>21,946円</u>」とあるのは、「<u>48,955円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>5 <省略> (延滞金)</p> <p>第9条 <省略></p>
--	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の瀬戸市介護保険条例（以下「新条例」という。）第3条及び次項の規定は、令和2年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 新条例第3条の規定は、令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(理 由)

この案を提出するのは、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）の一部改正等に伴い、瀬戸市介護保険条例中所需の事項を改正するため必要があるからである。

2年市長提出第56号議案

瀬戸市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

瀬戸市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和2年6月10日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

瀬戸市後期高齢者医療に関する条例（平成20年瀬戸市条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 (延滞金の割合の特例) 第3条 <省略> <u>(市が行う事務の特例)</u> 第4条 市は、当分の間、第2条各号に掲げる事務のほか、 <u>広域連合条例附則第5条に規定する傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付に関する事務を行うものとする。</u>	附 則 (延滞金の割合の特例) 第3条 <省略>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理 由)

この案を提出するのは、愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年愛知県後期高齢者医療広域連合条例第31号）の一部改正に伴い、新たに傷病手当金の支給に係る事務を追加するに当た

り、瀬戸市後期高齢者医療に関する条例中所需の事項を改正するため必要があるからである。

2年市長提出第57号議案

瀬戸市企業立地促進条例の一部改正について

瀬戸市企業立地促進条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和2年6月10日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市企業立地促進条例の一部を改正する条例

瀬戸市企業立地促進条例（平成18年瀬戸市条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、本市の区域内（以下「市内」という。）において<u>事業所</u>の新設又は増設を行う<u>企業</u>に対し、奨励措置を講ずることにより、企業の立地の促進を図り、もって本市の産業の振興及び雇用の拡大に資することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、本市の区域内（以下「市内」という。）において<u>工場等</u>の新設又は増設を行う<u>事業者</u>に対し、奨励措置を講ずることにより、企業の立地の促進を図り、もって本市の産業の振興及び雇用の拡大に資することを目的とする。</p>
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 工場等 企業がその事業の用に直接供する施設及びこれに附帯する施設であつて、<u>主に管理事務を行う施設を除いたものをいう。</u></p> <p>(2) <u>ホテル等 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業の用に供する施設のうち、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 工場等 企業がその事業の用に直接供する施設及びこれに附帯する施設をいう。</p>

和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業の用に供する施設を除く施設をいう。

(3) 事業所 工場等又はホテル等をいう。

(4) 新設 市内に事業所を有しない者が市内に新たに事業所を設置し、又は市内に事業所を有する者が現に行っている事業と異なる事業に係る事業所を市内に設置することをいう。

(5) 増設 市内に事業所を有する者が事業規模を拡大する目的で、既存の事業所の敷地内若しくはこれに隣接して当該事業所を拡張し、又は現に行っている事業と同一の事業の事業所を市内に設置することをいう。

(6) 事業者 営利を目的として、事業所を新設又は増設し、かつ、継続的に事業を営む法人又は個人をいう。

(7) 投下固定資産総額 事業者が事業所の新設又は増設に要した費用のうち、規則で定める土地、家屋及び償却資産の取得費の合計額をいう。

(8) <省略>

(9) 固定資産税 瀬戸市市税条例(昭和40年瀬戸市条例第6号)の規定に基づき、本市が新設又は増設に係る事業所の土地、家屋及び償却資産に対して事業者に課する固定資産税のうち、第7号に規定する土地、家屋及び償却資産に対して課されるものをいう。

(10) 都市計画税 瀬戸市市税条例の規定に基づき、本市が新設又は増設に係る事業所の土地及び家屋に対して事業者に課する都市計画税のうち、第7号に規定する土地及び家屋に対して課されるものをいう。

(11) 雇用基準日 新設又は増設に係る工場等が操業を開始した日(以下「操業日」という。

(2) 新設 市内に工場等を有しない者が市内に新たに工場等を設置し、又は市内に工場等を有する者が現に行っている事業と異なる事業に係る工場等を市内に設置することをいう。

(3) 増設 市内に工場等を有する者が事業規模を拡大する目的で、既存の工場等の敷地内若しくはこれに隣接して当該工場等を拡張し、又は現に行っている事業と同一の事業の工場等を市内に設置することをいう。

(4) 事業者 営利を目的として、工場等を新設又は増設し、かつ、継続的に事業を営む法人又は個人をいう。

(5) 投下固定資産総額 事業者が工場等の新設又は増設に要した費用のうち、規則で定める土地、家屋及び償却資産の取得費の合計額をいう。

(6) <省略>

(7) 固定資産税 瀬戸市市税条例(昭和40年瀬戸市条例第6号)の規定に基づき、本市が新設又は増設に係る工場等の土地、家屋及び償却資産に対して事業者に課する固定資産税のうち、第5号に規定する土地、家屋及び償却資産に対して課されるものをいう。

(8) 都市計画税 瀬戸市市税条例の規定に基づき、本市が新設又は増設に係る工場等の土地及び家屋に対して事業者に課する都市計画税のうち、第5号に規定する土地及び家屋に対して課されるものをいう。

(9) 雇用基準日 新設又は増設に係る工場等が操業を開始した日(以下「操業日」という。

)又はホテル等が開業した日(以下「開業日」という。)から起算して1年を経過した日をいう。

(12) 新規雇用常用従業員 常時雇用の従業員のうち、操業日又は開業日の3月前から雇用基準日の前日までに新たに雇用された者で、当該雇用された日から雇用促進奨励金の交付申請をするまでの間、継続して市内に住所を有するものをいう。

(奨励措置の対象)

第4条 奨励措置の対象となる事業者(以下「対象事業者」という。)は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 当該事業者の新設又は増設に係る事業所が次に掲げるいずれかの事業の用に供されるものであること。

アからウまで <省略>

エ 一般公衆に対して宿泊を提供する事業(旅館業法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業をいう。)で規則で定めるもの

オ <省略>

(2) 当該事業者の投下固定資産総額等が次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

ア 新設又は増設に係る工場等の投下固定資産総額が5億円以上(中小企業者にあつては、1億円以上)であること。

イ 新設又は増設に係るホテル等の投下固定資産総額が5億円以上(中小企業者にあつては、1億円以上)、かつ、当該ホテル等の総客室の数が50室以上であること。

(3)及び(4) <省略>

(指定の申請等)

)から起算して1年を経過した日をいう。

(10) 新規雇用常用従業員 常時雇用の従業員のうち、操業日の3箇月前から引き続き市内に住所を有する者で、操業日の3箇月前から雇用基準日の前日までに新たに雇用されたものをいう。

(奨励措置の対象)

第4条 奨励措置の対象となる事業者(以下「対象事業者」という。)は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

(1) 当該事業者の新設又は増設に係る工場等が次に掲げるいずれかの事業の用に供されるものであること。

アからウまで <省略>

エ <省略>

(2) 当該事業者の投下固定資産総額が5億円以上であること。ただし、中小企業者にあつては、1億円以上であること。

(3)及び(4) <省略>

(指定の申請等)

<p>第5条 <省略></p> <p>2 <省略></p> <p>3 市長は、<u>前項</u>の指定をしようとするときは、必要に応じて瀬戸市企業立地審査会の意見を聴くものとする。</p> <p>4 市長は、<u>第2項</u>の指定をするときは、対象事業者に対し、周辺的生活環境への適正な配慮をすべきことその他の必要な条件を付すことができる。</p> <p><u>(指定に関する届出)</u></p>	<p>第5条 <省略></p> <p>2 <省略></p> <p>3 市長は、<u>第1項</u>の指定をしようとするときは、必要に応じて瀬戸市企業立地審査会の意見を聴くものとする。</p> <p>4 市長は、<u>第1項</u>の指定をするときは、対象事業者に対し、周辺的生活環境への適正な配慮をすべきことその他の必要な条件を付すことができる。</p>
<p><u>第5条の2 前条第2項の規定により指定を受けた対象事業者（以下「指定事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。</u></p> <p><u>(1) 立地に係る計画を変更したとき。</u></p> <p><u>(2) 立地に係る工事等に着手したとき。</u></p> <p>(奨励金の額等)</p>	<p>(奨励金の額等)</p>
<p>第7条 対象事業者に交付する奨励金の額は、次の各号に掲げる奨励金の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 立地促進奨励金 新設又は増設に係る<u>事業所</u>が<u>操業日又は開業日</u>以後において、最初に固定資産税及び都市計画税（都市計画税が課されない場合にあつては、都市計画税を除く。以下同じ。）が課される年度から5年度間における各年度の固定資産税及び都市計画税の額に相当する額とする。ただし、当該対象事業者に係る立地促進奨励金の合計額が10億円を超えるときは、10億円とする。</p> <p>(2) 雇用促進奨励金 新設又は増設に係る<u>事業所</u>において雇用基準日から起算して1年以上継続して雇用されている新規雇用常用従業員の数に25万円を乗じて得た額とする。ただ</p>	<p>第7条 対象事業者に交付する奨励金の額は、次の各号に掲げる奨励金の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 立地促進奨励金 新設又は増設に係る<u>工場等</u>が操業日以後において、最初に固定資産税及び都市計画税（都市計画税が課されない場合にあつては、都市計画税を除く。以下同じ。）が課される年度から5年度間における各年度の固定資産税及び都市計画税の額に相当する額とする。ただし、当該対象事業者に係る立地促進奨励金の合計額が10億円を超えるときは、10億円とする。</p> <p>(2) 雇用促進奨励金 新設又は増設に係る<u>工場等</u>において雇用基準日から起算して1年以上継続して雇用されている新規雇用常用従業員の数に25万円を乗じて得た額とする。ただ</p>

<p>し、当該額が750万円を超えるときは、750万円とする。</p>	<p>し、当該額が750万円を超えるときは、750万円とする。</p>
<p>2から4まで <省略></p>	<p>2から4まで <省略></p>
<p><u>(奨励金の認定申請)</u></p>	
<p><u>第8条 指定事業者は、奨励金の認定を受けようとするときは、規則で定める日までに規則に定めるところにより、市長に奨励金の認定を申請しなければならない。</u></p>	
<p><u>2 市長は、前項の規定による認定の申請の内容がこの条例の目的に適合していると認めるときは、奨励金の認定をするものとする。</u></p>	
<p>(奨励金の交付の時期等)</p>	<p>(奨励金の交付の時期等)</p>
<p><u>第9条 <省略></u></p>	<p><u>第8条 <省略></u></p>
<p>(奨励金の交付申請)</p>	<p>(奨励金の交付申請)</p>
<p><u>第10条 第8条第2項の認定を受けた指定事業者(以下「認定事業者」という。)は、奨励金の交付を受けようとするときは、規則に定めるところにより、市長に奨励金の交付を申請しなければならない。</u></p>	<p><u>第9条 第5条第2項の指定を受けた対象事業者(以下「指定事業者」という。)は、奨励金の交付を受けようとするときは、規則に定めるところにより、市長に奨励金の交付を申請しなければならない。</u></p>
<p><u>2 市長は、前項の規定による交付の申請の内容がこの条例の目的に適合していると認めるときは、交付の決定をするものとする。</u></p>	
<p>(交付の制限)</p>	<p>(交付の制限)</p>
<p><u>第10条の2 市長は、認定事業者が第4条第3号又は第4号に掲げる要件を満たしていないと認めたときは、奨励金を交付しないことができる。</u></p>	<p><u>第9条の2 市長は、指定事業者が第4条第3号又は第4号に掲げる要件を満たしていないと認めたときは、奨励金を交付しないことができる。</u></p>
<p>(交付に関する届出)</p>	<p>(届出)</p>
<p><u>第11条 認定事業者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。</u></p>	<p><u>第10条 指定事業者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。</u></p>
<p>(1) 奨励金の交付を受けることができる期間(以下「交付対象期間」という。)内に新設又</p>	<p>(1) 奨励金の交付を受けることができる期間(以下「交付対象期間」という。)内に新設又</p>

<p>は増設に係る<u>事業所</u>の全部又は一部の<u>事業</u>を 休止し、又は廃止したとき。</p> <p>(2) 交付対象期間内に新設又は増設に係る<u>事業 所以外の事業所</u>のうち市内に存するものの敷 地を縮小し、又は全部若しくは一部を廃止す ることとなったとき。</p> <p>(指定の取消し等)</p>	<p>は増設に係る<u>工場等</u>の全部又は一部の<u>操業</u>を 休止し、又は廃止したとき。</p> <p>(2) 交付対象期間内に新設又は増設に係る<u>工場 等以外の工場等</u>のうち市内に存するものの敷 地を縮小し、又は全部若しくは一部を廃止す ることとなったとき。</p> <p>(指定の取消し等)</p>
<p><u>第12条</u> 市長は、<u>指定事業者又は認定事業者</u>（ 以下「<u>指定事業者等</u>」という。）が交付対象期 間内に次の各号のいずれかに該当するときは、 その指定、<u>認定</u>若しくは奨励金の交付決定を取 り消し、奨励金の交付を停止し、又は既に交付 した奨励金の全部若しくは一部の返還を命ずる ことができる。</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) 新設又は増設に係る<u>事業所</u>の全部又は一部 の<u>事業</u>を休止し、又は廃止していると認めら れるとき。</p> <p>(3) 偽りその他不正な行為により、<u>指定、認定</u> 又は奨励金の交付を受け、又は受けようとし たとき。</p> <p>(4) <省略></p> <p>(5) <u>指定事業者等</u>が重大な法令違反又は社会的 な信用を著しく損なう行為を行ったと認めら れるとき。</p> <p>(6) <省略></p> <p>(権利の譲渡等の禁止)</p>	<p><u>第11条</u> 市長は、指定事業者が交付対象期間内 に次の各号のいずれかに該当するときは、その 指定若しくは奨励金の交付決定を取り消し、奨 励金の交付を停止し、又は既に交付した奨励金 の全部若しくは一部の返還を命ずることができ る。</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) 新設又は増設に係る<u>工場等</u>の全部又は一部 の<u>操業</u>を休止し、又は廃止していると認めら れるとき。</p> <p>(3) 偽りその他不正な行為により、<u>指定又は奨 励金</u>の交付を受け、又は受けようとしたと き。</p> <p>(4) <省略></p> <p>(5) <u>指定事業者</u>が重大な法令違反又は社会的な 信用を著しく損なう行為を行ったと認められ るとき。</p> <p>(6) <省略></p> <p>(権利の譲渡等の禁止)</p>
<p><u>第13条</u> <省略></p> <p>(地位の継承)</p>	<p><u>第12条</u> <省略></p> <p>(地位の継承)</p>
<p><u>第14条</u> <u>指定事業者等</u>に相続、譲渡、合併等によ り変更が生じたときは、当該<u>指定事業者等</u>に 係る事業が継続される場合に限り、当該事業の 承継人は、市長の承認を受け、当該<u>指定事業者</u></p>	<p><u>第13条</u> <u>指定事業者</u>に相続、譲渡、合併等によ り変更が生じたときは、当該<u>指定事業者</u>に係る 事業が継続される場合に限り、当該事業の承継 人は、市長の承認を受け、当該<u>指定事業者</u>の地</p>

<p>等の地位を承継することができる。</p> <p>2 <省略> (報告及び立入調査)</p> <p><u>第15条</u> 市長は、この条例を施行するために必要な限度において、<u>対象事業者、指定事業者又は認定事業者</u>に対し、必要な報告を求め、又は職員に対象事業者若しくは指定事業者の<u>事業所</u>に立ち入り、調査させることができる。</p> <p>2 <省略> (委任)</p> <p><u>第16条</u> <省略></p>	<p>位を承継することができる。</p> <p>2 <省略> (報告及び立入調査)</p> <p><u>第14条</u> 市長は、この条例を施行するために必要な限度において、<u>対象事業者若しくは指定事業者</u>に対し、必要な報告を求め、又は職員に対象事業者若しくは指定事業者の<u>工場等</u>に立ち入り、調査させることができる。</p> <p>2 <省略> (委任)</p> <p><u>第15条</u> <省略></p>
---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前までに改正前の瀬戸市企業立地促進条例第5条第1項に規定する奨励事業者の指定の申請があったものの取扱いは、なお従前の例による。

(理 由)

この案を提出するのは、本市の産業の振興及び雇用の更なる拡大を目指し、奨励措置の対象として新たにホテル等を追加するに当たり、瀬戸市企業立地促進条例中所需の事項を改正するため必要があるからである。

2年市長提出第58号議案

瀬戸市農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意について

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第5項ただし書により瀬戸市農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上としたい。

よって、農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号）第2条第2号の規定により、議会の同意を求める。

令和2年6月10日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

（理由）

この案を提出するのは、農業委員会委員の任命につき、認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合が過半数に満たないため、割合を4分の1以上とするに当たり、農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号）第2条第2号の規定により、議会の同意を求めるため必要があるからである。

2年市長提出第59号議案

市道路線の認定について

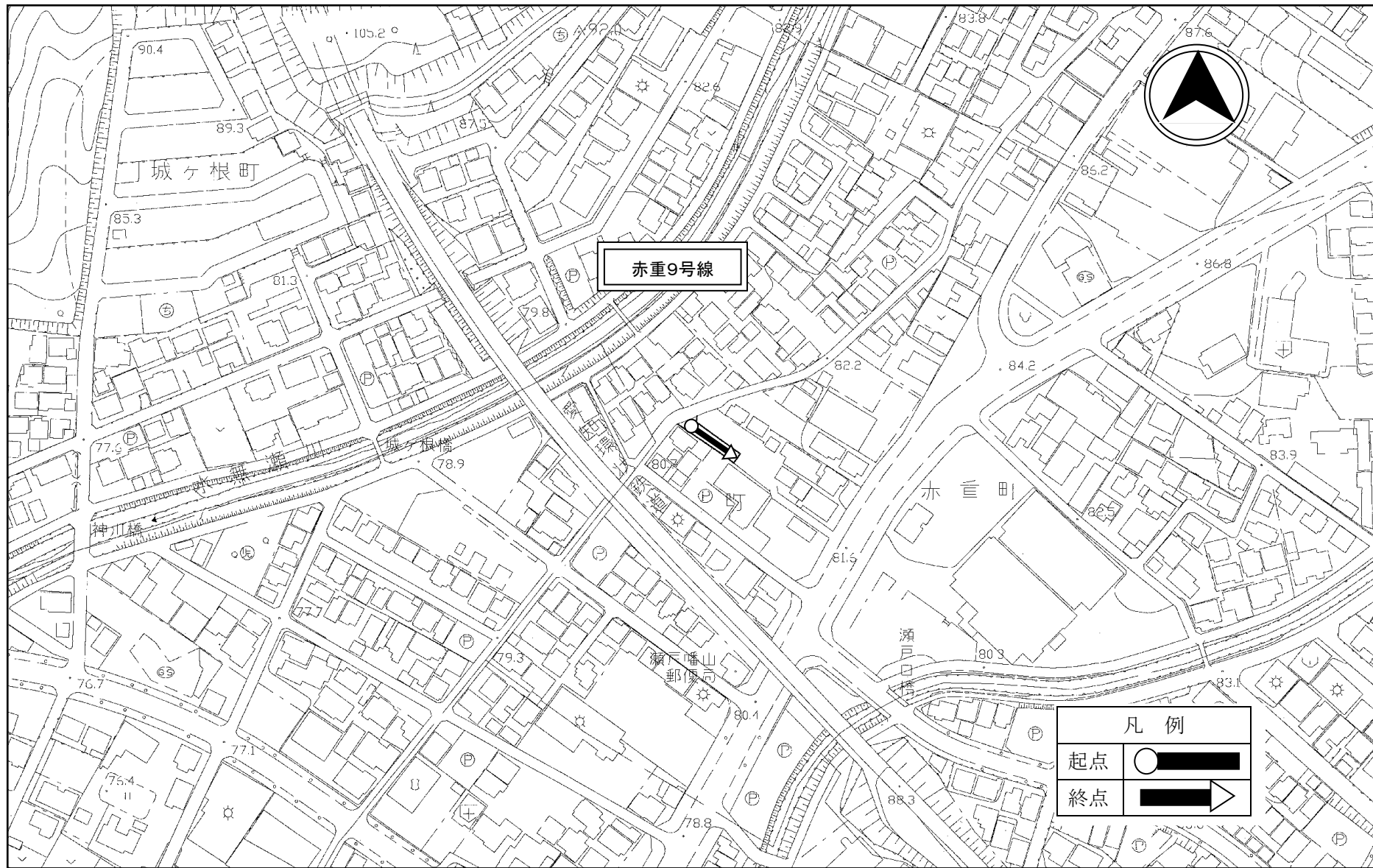
道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、市道の路線を次のように認定することについて、同条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年6月10日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

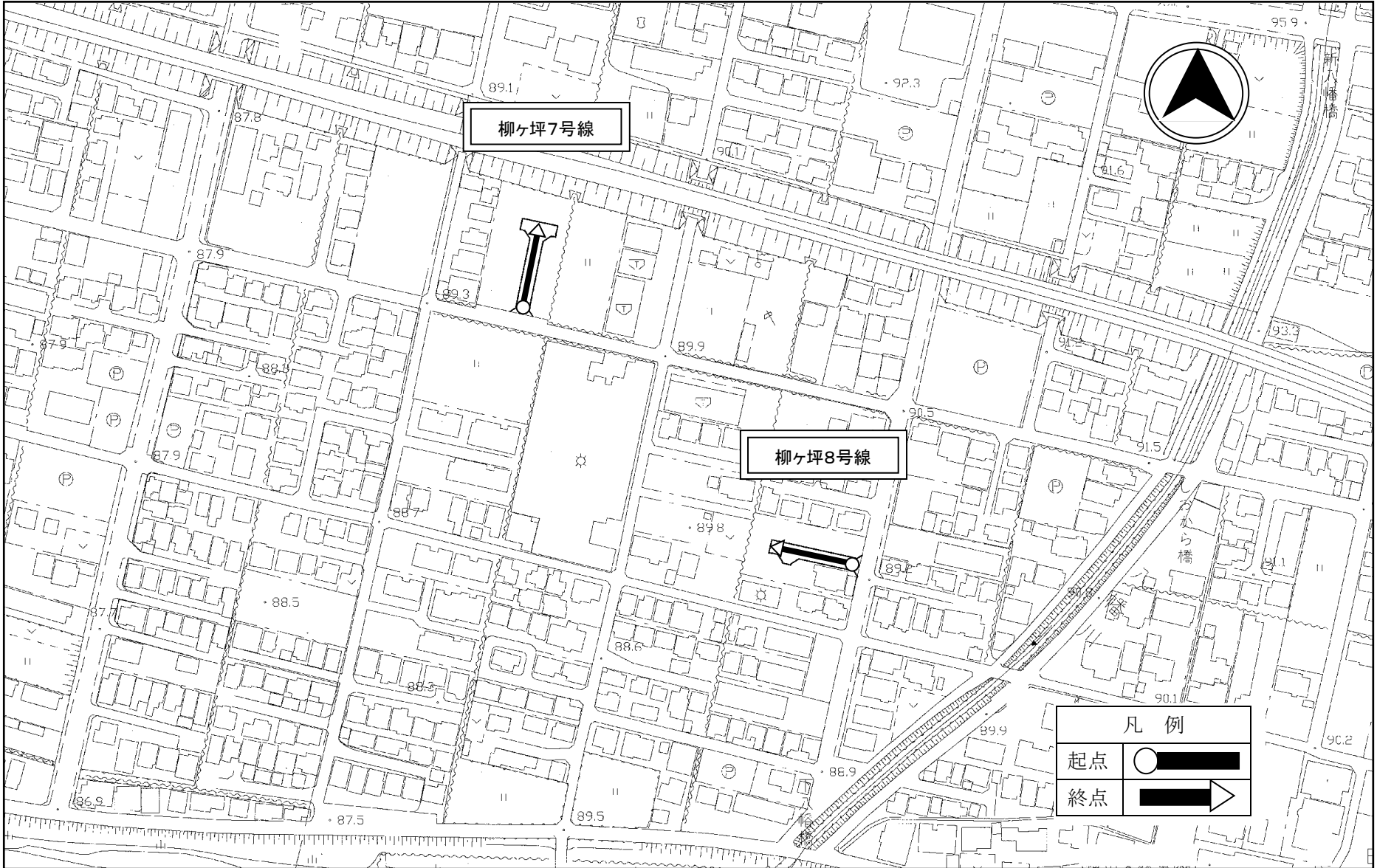
路線番号	路線名	起 点
		終 点
12511	赤重9号線	赤重町108番1地先
		赤重町117番3地先
12512	西米泉10号線	西米泉町140番1地先
		西米泉町140番6地先
12513	柳ヶ坪7号線	柳ヶ坪町10番1地先
		柳ヶ坪町10番10地先
12514	柳ヶ坪8号線	柳ヶ坪町79番1地先
		柳ヶ坪町79番7地先
12515	若宮13号線	若宮町三丁目84番1地先
		若宮町三丁目85番3地先

認定路線図



認定路線図

59



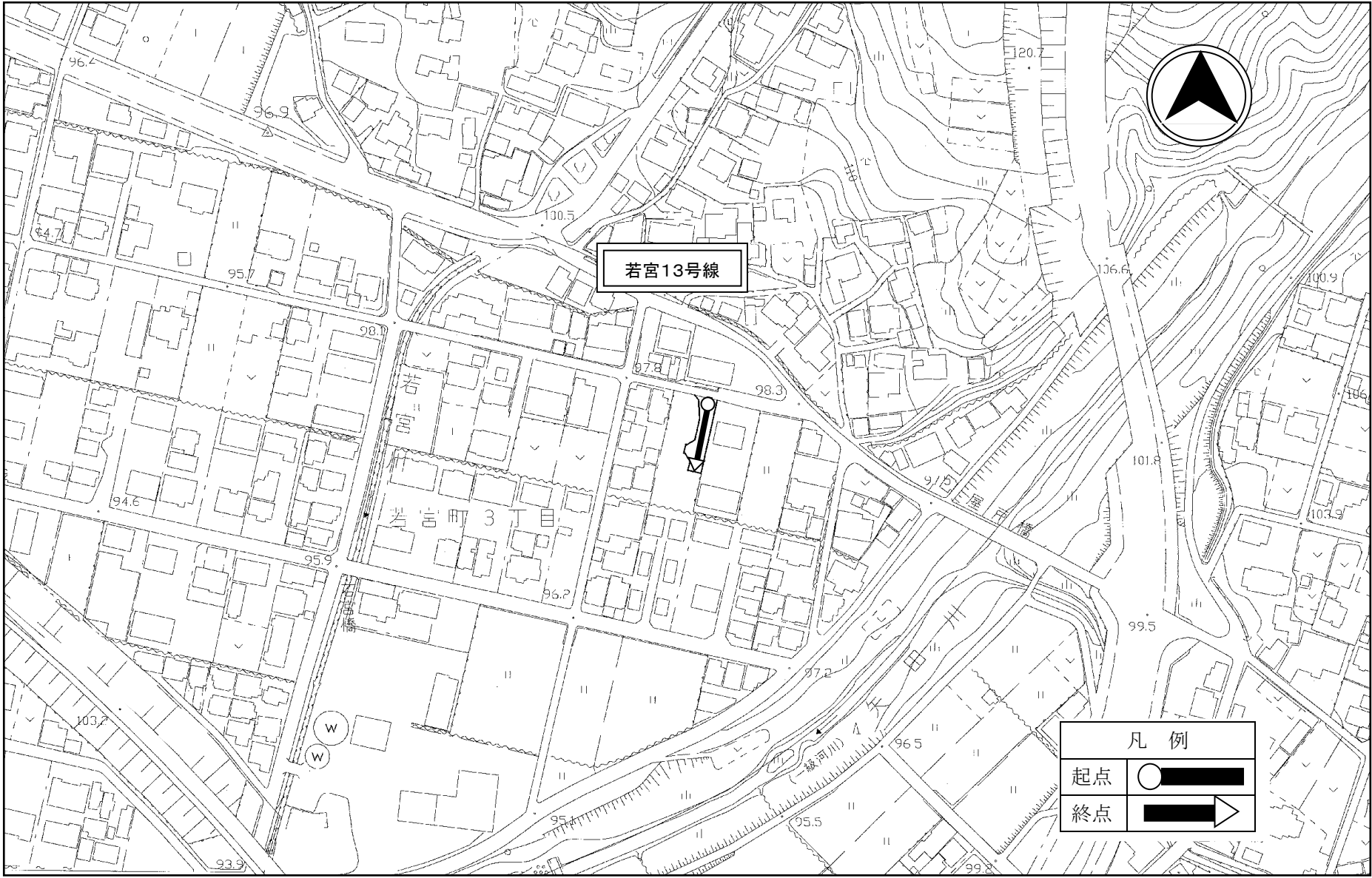
柳ヶ坪7号線

柳ヶ坪8号線

凡例	
起点	○
終点	▶

認定路線図

69



凡例	
起点	○
終点	➔